

公共施設の使用料について

公の施設の使用料については、令和4年9月議会で見直した際に、今後も社会経済情勢及び施設の利用状況等を勘案した上で見直しを図っていく必要があるとして、原則3年ごとに定期的検証及び見直しを行うこととしたしました。

現在公共施設等全体の見直しを検討しているところであり、使用料についてもその見直し状況を踏まえながら、より効果的な見直しとなるよう検討しているところです。

【使用料とは】

- 市町村が設置又は管理する行政財産を特定の者（自然人及び法人）に利用させることにより、その者が受けた受益の対価として「実費負担的な意味」で徴収するもの。
- 使用料は、維持管理費又は減価償却費に充てられる。
- 公の施設の使用は住民の権利であるが、貧富の差による応能的な差を設けることは適当ではないが、特別な事情のある場合には、減免をなし得る規定を条例中に規定することが適當

出典：逐条地方自治法（学陽書房）、予算の見方・つくり方（学陽書房）

令和4年の見直し 平均化・統一した使用料設定、減免基準の統一

課題① 利用時間が各施設で異なっている。

- 利用する時間区分の設定が不均衡（半日・1日、午前・午後・夜間、空白時間の有無等）大会やイベントを開催するにも、条例上早朝から貸し付けることができない。

課題② 使用料設定が各施設で異なっている。

- 同じような施設でも使用料の額が不均衡

課題③ 消費税の取り扱いが不明確

- これまでの消費税率の引き上げに伴って使用料を改正していないため、使用料は実質値下げの状態

課題④ 減免の取り扱いが異なっている。

- 同じ団体が同じ利用目的で利用する場合でも、申込施設によって対応が異なる。（旧町での取り扱い等を慣例的に踏襲）

見直し① 施設の利用時間区分の統一

- 利用者の利便性を考慮し、利用時間の見直しも含め、市として統一した考え方で整理

見直し② 平均化・統一した使用料設定

- 類似施設の使用料を基準として、貸館施設は部屋の面積に応じて分類し、それらを平均化して使用料を設定

見直し③ 外税方式での消費税

- 上記見直し②で平均化した使用料（税抜き）に外税方式で消費税分を加算

見直し④ 減免基準の統一

- 利用者負担の公平性を確保する上でも、統一した考え方で整理（必要最小限とすべきことを考慮）

公共施設の使用料について

公共施設使用に係る減免団体登録制度について

適用開始　　登録団体数

令和5年4月1日～ 513団体 (R7.10末)

免除対象団体

中学生以下、半数以上を65歳以上の市民又は障害者等で構成する団体

減額（75%）対象団体

社会福祉団体、社会教育団体、社会体育団体又は地域住民で組織する自主的な活動を行っている団体

＜減免団体登録要件＞要綱第3条第2項

- ①京丹後市内に所在地を有する団体であること。
- ②青少年の健全育成、地域福祉の向上、地域の活性化、市民の健康づくり、市民の生きがいづくり等の活動を目的として設立された団体(事業所の従業員等で構成される団体を除く。)であること。
- ③団体の構成員が3人以上で、構成員の3分の2以上が本市に住所を有すること。
- ④活動の目的に賛同する市民が加入し、及び脱退することができること。
- ⑤年間を通して継続的な活動を行っていること。
- ⑥団体の規約又は規約に準ずるものによって、団体の活動目的及び代表者を定めていること。
- ⑦営利活動、政治活動又は宗教活動を行う団体でないこと。

公共施設使用に係る登録団体減免の状況

(単位：団体、日、円)

年度	登録※団体数	利用団体数	延べ減免日数	減免前使用料	減免額	減免後使用料
令和6年度	489	368	18,229	15,777,080	14,685,990	1,092,370
令和5年度	458	393	17,418	16,402,620	14,946,730	1,455,890
前年度比較	31	△ 25	811	△ 625,540	△ 260,740	△ 363,520

■減免前使用料や減免額、減免後使用料には特殊設備使用料冷暖房費を含みます。

■減免日数については施設の貸し出しスペースごとの使用日数になっております。

(※) 当該年度の3月31日時点の登録状況

令和7年10月末現在で513団体の登録があり、様々な団体が活発に活動されている一方で、登録をしても年間の利用回数が0回の団体なども一定数あり、年間を通じて継続的な活動を行う団体を支援し、施設を積極的に活用してもらう減免の趣旨に沿って運用を整理する必要があります。

現在登録中の減免の有効期間については令和8年3月31日までとなっており、改めて登録をする必要がありますが、制度を運用する上での課題について、使用料及び減免制度の見直しと合わせて整理し、同時に混乱なくスタートできるよう、現在の有効期間を1年間延長することとします。

有効期間を 令和8年3月31日 ⇒ 令和9年3月31日 まで延長



【登録団体の年間減免日数】

(単位：団体)

年間減免日数	団体数		
	令和5年度	令和6年度	前年度比較
0日	65	121	56
1~9日	86	106	20
10~50日	212	168	△ 44
51~100日	50	45	△ 5
101~200日	37	38	1
201日以上	8	11	3
計	458	489	31